

筑波大学における個人情報保護対応について

新保史生

図書館情報メディア研究科助教授

1. はじめに

本年4月1日に個人情報保護関連五法が施行され、筑波大学も「独立行政法人等個人情報保護法」が適用されることから、法律に基づく個人情報保護への対応にあたって様々な取り組みがなされてきたが、個人情報保護を専門とする立場から、それらの対応の一端に関わってきたことから、この機会に「研究室だより」において全学的に行われてきた対応を、組織、人、物、技術の四つの側面から振り返ってみたい。

2. 組織的対応

組織的対応としてまず行われたのは、規程の整備や個人情報の取扱いにあたって安全管理措置を講じるための組織体制の整備である。同時に、保有個人情報の特定や安全管理措置の評価、見直し及び改善に必要な対応なども行われている。

学内で取り扱われている個人情報は非常

に多岐にわたるため、「教育」、「研究」、「管理」に分けた上で、どのような個人情報が取り扱われているのか特定のために必要な作業が行われてきたが、教育及び管理部門において取り扱われている個人情報の内容や種類の大要は明らかになりつつある一方で、研究との関係において各教員が取り扱っている個人情報については十分に把握されていないという現状がある。

規程の整備については、「国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（平成17年法人規則第6号）」、「国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程（平成17年法人規則第10号）」、「国立大学法人筑波大学の保有する個人情報の開示決定等に係る審査基準（平成17年4月1日学長裁定）」が整備されている。本学に適用される法律は、前述の通り独立行政法人等を対象とする個人情報保護法であるが、学内における個人情報の取扱については法令に基づく義

務に加えて学内規則等に基づく取扱いを行うことが求められる。

このように、法律が制定されて義務が課され規則も整備されているが、法律や規則を一言一句読んだ上で個人情報を取り扱う人はほとんどいないものと考えられることから、具体的な手順などをわかりやすく解説した手引きも作成されている。

手引きとしては、学内における個人情報の取扱手続をFAQも踏まえて解説した「個人情報保護管理の手引き―初版―」が配布されている。さらに、個人情報保護管理者向けには、「個人情報保護管理マニュアル」が作成されている。

これらの手引きに付随して、「学外団体等が発行する営利を目的に出版、市販される職員録等への情報提供の取扱いについて」や「保有個人情報管理台帳（報告書）」及び「個人情報ファイル簿登録票記入要領」などの様式も整備されている。周知の通り、手引きや様式についてはホームページのスタッフオンリーのページに掲載されている。

次に、学内における個人情報保護のための管理体制である。管理体制としては、総括保護管理者（総務を担当する理事）が置かれ、その下に、保護管理者、保護担当者が置かれている。保護管理者と保護担当者は、それぞれ、事務組織が管理するもの、教員が管理するもの、患者に係るもの毎に

責任者が分かれている。

その他、組織的に対応が行われた事項としては、職員録を今年度からシリアルナンバーを付して配付先を特定した上で配付したり、学内で不要になった名簿等の個人情報を一括廃棄するための措置などが講じられている。

組織的対応としては、以上のような対応がなされているが、今後は、保有個人情報の安全管理措置を定めた規程等に従った運用が定着することが望まれる。

3. 人的対応

人的対応としては、個人情報保護法の理解や普及啓発のために研修会が実施されている。本年2月4日に大学会館国際会議室において開催された「独立行政法人等個人情報保護法説明会」を端緒に、大塚地区における説明会、その他、学群やセンター毎に説明会も開催されている。さらに、7月20日には、大学会館ホールにおいて「個人情報保護と情報セキュリティ対策に関するシンポジウム」も開催された。

9月及び10月の職員研修においても個人情報保護への実務的対応に関する研修が実施された。人的安全管理措置を徹底する上で重要なのは継続的に普及啓発を行うことであることから、今後も、継続的にこのような機会を持つことが望まれる。

4. 物理的対応

物理的安全管理措置については、個人情報保護とは直接関係はないものの全学規模で行われ注目すべきものとして、学内とその周辺での犯罪防止を目的とした「筑波大学セーフティプロジェクト」の一環として、学生寮 63 棟の出入り口に静脈認証の鍵が設置されたことがあげられる。これは、全学的に行われた最も大規模な物理的安全管理措置への対応であろう。個人情報保護対応のための物理的安全管理措置は、入退室管理、盗難の防止、及び機器装置等の保護によって実現されるものであるが、現段階では、個人情報保護対応というよりは、むしろ防犯目的での管理が行われ、その結果、情報セキュリティの確保にも効果を発揮するという状況にあるものと思われる。なお、筆者が所属する凶情の春日キャンパスは、監視カメラの設置やエリア・教室毎に IC カードで入退室管理を実施しているが、防犯目的で設置された装置が結果的に個人情報保護のための入退室管理にも効果を発揮している。さらに、筆者の研究室においても、情報セキュリティ確保のためのバイOMETRICS の利用の実証実験の一環として、顔貌認識による認証装置を用いた入退室管理システムを8月に導入し、いわゆる「顔パス」での入退室管理装置を実際に運用し、情報セキュリティ確保のための認証装置の

実運用に伴う諸問題の検討を行っている。

5. 技術的対応

最後に、技術的安全管理措置については、学内ネットワークの利用にあたっては既に様々な安全管理措置が既に講じられていることは周知の通りである。

しかしながら、学内ネットワークの利用については、ID・パスワードの管理が甘い面があるので不正アクセスなどによって情報が漏えいするリスクは存在する。不正アクセスを受けて情報を盗まれたり成績が改ざんされるなどの現実の被害が発生するようなことがあれば、不正アクセス罪として行為者は処罰できるが、情報を盗んだ行為そのものを処罰することは現行法制度のもとではできないことから、逆に大学側の管理責任が問われることになるため、ネットワークを利用する職員一人一人の自覚も重要な問題となっている。

6. 今後の課題

以上のように、個人情報保護対応として学内においては様々な取り組みがなされてきたが、今後の課題は、単なる法令遵守のための対応ではなく、①個人情報の適正な取扱い、②情報セキュリティの確保、③個人情報保護意識の向上、④情報倫理の確立、⑤コンティンジェンシープランの策定も視

野に入れた緊急時対応の検討などについて、引き続き検討を行い対応していく必要があると考えられる。

(しんぼ ふみお／情報法学)